

公益社団法人上越青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会議所は、公益社団法人上越青年会議所（Junior Chamber International JOETSU）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を新潟県上越市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱をもって明るい豊かな社会を築き上げるため次に掲げる事項をその目的とする。

(1) 社会開発の理念に基づき地域社会及び地域経済の正しい発展と地域住民の福祉向上に貢献し、またこれらの運動を通じて指導力開発を基調とし、自己陶冶及び相互理解を深め、もって社会と人間の開発に資すること。

(2) 公益社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、また関係諸団体との提携のもとに、国家的、国際的理解及び親善を増進し、日本と世界の繁栄と平和に寄与すること。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行ってはならない。

2 本会議所は、特定の政党のために活動してはならない。

3 本会議所は、理事会が別に定める自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持及び向上に努めるものとする。

(公益目的事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 社会開発計画の作成及び推進並びに青少年の育成指導に関する事業
- (2) 指導力開発のための指導者訓練及び研修の実施
- (3) 政治、経済、教育及び文化に関する研究及び調査のための事業
- (4) 国際的相互理解及び親善に寄与する事業
- (5) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (6) その他本会議所の公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については新潟県において行うものとする。

(その他の事業)

第6条 本会議所は、公益事業の推進に資するために必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所その他関係諸団体との連携
- (2) 会員相互の親睦を図るとともに、情報を共有するなど、事業を活性化するために行う定例的な会合
- (3) 新年度の運動方針、事業計画及び前年度の活動報告を行い、関係者に事業の理解と協力を求めるための意見交換会
- (4) 他の青年会議所と合同で会員相互の親睦を図るとともに、情報を共有するなど、事業を活性化させるために行う定例的な会合
- (5) 会員の指導力向上事業
- (6) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第7条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第2章 会員及び会費

(会員の種類)

第8条 本会議所の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の「社員」とする。

(1) 正会員 上越市及びその周辺に居所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で別に定める会員資格規程に基づき、理事会において入会を承認された者とする。ただし、正会員が事業年度中に40歳に達した場合、その事業年度終了までは正会員の資格を有する。

(2) 特別会員 40歳に達した年の年度末まで正会員であったもので、理事会で承認されたものを特別会員とする。

(3) 名誉会員 本会議所に功労のあったもので、総会で承認されたものを名誉会員とする。

(4) 賛助会員 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会において入会を承認されたものは賛助会員となることができる。

2 40歳に達した当該年度に本会議所の役員であったものは、前項にかかわらず選任の事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までを正会員とする。

3 特別会員、名誉会員、賛助会員は本会議所の会合に参加することができる。ただし、一切の議決権並びに被選挙権を有せず、かつ理事会の諮問がある場合に限り、本会議所の運営に関する意見を具申することができる。

(入会)

第9条 本会議所の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 このほか入会に関する事項は、規則に定める。

(会員の権利)

第10条 正会員は本定款に定めるもののほか本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 特別会員、名誉会員、賛助会員については別に定める。

(会員の義務)

第11条 本会議所の会員は、本定款その他の規則を遵守し本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

2 正会員は、入会に際し、公益社団法人上越青年会議所入会規程において別に定める入会金を所定の期日までに納入しなければならない。

3 名誉会員を除く会員は、公益社団法人上越青年会議所会員資格規程において別に定める会費を所定の期日までに納入しなければならない。

4 その他会員の義務に関する事項は、総会において別に定める。

(休会)

第12条 休会を希望する会員は書面により申し出をし、理事会の審議承認を得なければならない。

2 復会は、本人の申し出による。

(退会)

第13条 本会議所の会員は、理事長に退会届を提出し、その年度の会費を納入したうえで任意に退会できる。

2 理事長は退会届を受理したときは、理事会にて報告する。

(除名)

第14条 本会議所の会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議によりこれを除名することができる。

- (1) 本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき
- (2) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき
- (3) その他会員として適当でないと認められるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第15条 前2条の場合のほか、本会議所の会員が、次の事由の一つに該当するときは、理事会の承認によりその資格を失う。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき
- (3) 会費納入の義務を履行しないとき

第3章 総会

(種類)

第16条 本会議所の総会は、通常総会、臨時総会の2種類とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会、毎年2月に開催する通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(総会の構成)

第17条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。ただし、正会員以外の会員に対しても通知を送り出席を求めることができる。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第18条 総会は次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事長、専務理事、常務理事、副理事長及び業務を執行する理事の選定及び解職
- (3) 理事及び監事の報酬の額及びその規程
- (4) 定款の変更
- (5) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (6) 事業報告及び会計報告の承認
- (7) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (8) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
 - イ) 役員選任の方法に関する規則
 - ロ) 会員資格に関する規則
 - ハ) 会費及び入会金に関する規則
- (9) 会員の除名
 - (10) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
 - (11) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止

(12) 理事会において総会に付議した事項

(13) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

2 前項にかかわらず、第20条第4項の書面に記載した社員総会の目的である以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第19条 通常総会は、毎年2月、9月及び12月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

(2) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。

(招集)

第20条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 前条第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合、次にあげる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を臨時総会の日として、臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は、電磁的方法により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は、電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、出席正会員の中から理事長が指名する。ただし、第19条第2項第2号に基づき臨時総会を開催した場合には、出席正会員のうちからこれを選出する。

(総会の成立)

第22条 総会の定足数は、正会員の3分の2以上とする。ただし、休会中の会員は現在数及び定足数に算入しない。

(決議)

第23条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及び本定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の3分の2以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議する。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第24条 正会員は、理事会で定めたときは、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第22条及び第23条第1項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

(報告の省略)

第25条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から指名された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

第4章 役員及び顧問

(役員)

第27条 本会議所に次の役員を置く。理事長は一般社団・財団法人法上の「代表理事」とする。専務理事、常務理事、副理事長は一般社団・財団法人法上の「業務を執行する理事」とする。また、理事長、専務理事、常務理事、副理事長を除く他の理事も「業務を執行する理事」とすることができる。

(1) 理事長 1人

(2) 専務理事 1人

(3) 常務理事 1人

(4) 副理事長 2人以上5人以内

(5) 理事 20人以上40人以内（前各号の役員を含む）

(6) 監事 1人以上3人以内

(選任等)

第28条 理事及び監事は、正会員及び特別会員のうちから、総会においてこれを選任する。

2 理事長、専務理事、常務理事、副理事長及び業務を執行する理事は、総会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は本会議所の理事若しくは使用人を兼任することができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を越えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を越えてはならない。監事も同様とする。

6 その他、役員を選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、本定款に定めるところにより本会議所の職務を執行する。

- 2 理事長は、本会議所を代表し業務を執行する。
- 3 専務理事は、副理事長を統括し、理事長を補佐することで本会議所の業務を執行する。
- 4 常務理事は、専務理事、副理事長を補佐することで業務を遂行する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐することで業務を執行する。
- 6 理事長、専務理事、常務理事、副理事長及び業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 理事長、専務理事、常務理事、副理事長及び業務を執行する理事は、事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること。
- (2) 本会議所の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認められる時、又は法令若しくは定款に反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって、本会議所に著しい損害が生じる恐れがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期が満了する時までとする。

(辞任及び解任)

第32条 役員は、いつでも辞任することができる。

- 2 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第33条 本会議所に、直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前任の理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
- 3 顧問は理事会の決議によって選任する。
- 4 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 5 直前理事長等は理事会に出席し、意見を述べるができる。
- 6 直前理事長等の任期、辞任及び解任は第31条及び第32条の規定を準用する。

（報酬等）

第34条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、総会において別に定める役員等の報酬規程による。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

（取引の制限）

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする、本会議所の事業に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする、本会議所との取引
 - (3) 本会議所がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者の間における本会議所とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取り扱いについては、第47条に定める理事会の規則によるものとする。

（責任の免除）

第36条 本会議所は、役員一般の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任において、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会議所は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は金三十万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

（構成）

第37条 本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

（権限）

第38条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督

- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第36条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任の限定契約の締結

(種類及び開催)

第39条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎事業年度12回以上開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第30条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を臨時理事会として、臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長若しくはその理事会において出席した理事のうちから理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第42条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の半数以上の出席をもって成立する。

(決議)

第43条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として決議に加わることができない。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

3 (報告の省略)

第45条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(理事会規則)

第47条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第48条 本会議所は、毎月1回以上の例会を開く。

2 例会は、本会議所の事業を円滑に行うための情報交換及び学びの場とする。

3 例会の運営については、理事会の決議により定める。

4 例会の構成員は、正会員、特別会員、名誉会員及び賛助会員とする。

(委員会)

第49条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長、幹事及び委員をもって構成する。

3 委員長は、正会員のうちから理事長が推薦し、理事会においてこれを選任する。

4 正会員は、理事長、専務理事、常務理事、副理事長、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 基金

(基金の拠出)

第50条 本会議所は、会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができるものとする。

(基金の取扱い)

第51条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、総会の決議により定める基金管理規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第52条 本会議所は、第68条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず本会議所は、次条に定める基金の返還手続きにより、基金をその拠出者に返還できるものとする。

3 本会議所に対する基金の拠出者の権利については他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第53条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 基金の返還の手続きについては総会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第54条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第8章 財産及び会計

(財産)

第55条 本会議所の財産は、入会金・会費・寄付金品・事業に伴う収入、財産から生ずる収入その他の収入をもって構成する。

2 本会議所の経費は、財産をもってこれに充てる。

(財産の管理・運用)

第56条 本会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第57条 本会議所の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため、予算が成立しない場合は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて総会までの収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第58条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成し監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 本会議所は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

3 本会議所は剰余金の分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第59条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない

2 本会議所が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第60条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度の当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第62条第1項第11号の書類に記載するものとする。

第9章 管理

(事務局)

第61条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第62条 主たる事務所に、定款その他諸規則及び会員名簿を備え置き一般の閲覧に供するとともに、次に掲げる帳簿及び書類を10年間備えておかななければならない。

- (1) 会員の異動に関する書類
 - (2) 理事、監事の名簿
 - (3) 認定、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところとともに、第63条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第63条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第64条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第65条 本会議所の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第66条 本定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第67条 本会議所は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第68条 本会議所は一般社団・財団法人法第148条1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第69条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該取消しの日又は合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議を経て、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第70条 本会議所が解散等により清算するときに有する残余財産は総会の決議により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第71条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第72条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第12章 補則

(委任)

第73条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の理事長は藤井浩幸、専務理事は保坂憲彦、副理事長は飛田剛一、中村茂雄、大谷和弘、田中一裕、とする。また、理事長、専務理事及び副理事長を除く業務を執行する理事は小島宏志、桑原秀樹、浦野学、市川裕光、磯谷史朗、竹越弘至、平林健恒、佐藤利彦、草間竜也、佐藤学、小山慶、仲山一也、重原稔、高橋慎太郎、中田大輔、峯岸広利、山田時代、小寺裕、大塚忍、飯吉弘晃、市村亮一、宮越拓矢、川原正嗣、新保哲也、石田剛史、新保敬義、小谷茂、竹田敏一、大島正寛、宮崎貴之、堀井崇寛、福田龍三、和栗千とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行った時は、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。